

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月16日
【会社名】	株式会社クボタ
【英訳名】	KUBOTA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 花 田 晋 吾
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員 Chief Business Planning Officer (CBPO) 企画統括本部長 佐 々 木 倫
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号 (注)2026年5月1日に本店は下記に移転する予定です。 大阪市北区大深町5番54号
【縦覧に供する場所】	株式会社クボタ 東京本社 (東京都中央区京橋二丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 CEO 花田晋吾及び常務執行役員 Chief Business Planning Officer (CBPO) 企画統括本部長 佐々木倫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響、並びにその発生可能性の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、当社グループが機械事業と水・環境事業を主とする製造業であり、事業の核となる製造及び販売機能の規模を示す指標として、売上高・受取債権・金融債権及び棚卸資産が適切であると判断しました。また全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、前連結会計年度の指標（連結会社間取引消去後）の概ね2/3程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。重要な事業拠点において、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、生産活動・販売活動を通じて多額に計上される、売上高・受取債権・金融債権及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセス（償却原価で測定する金融資産の減損・非金融資産の減損、企業結合により取得した無形資産及びのれんの測定、製品保証引当金の測定、保険契約の測定、確定給付制度債務の測定 等）として評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。